●香川県公安委員会公告第87号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第２項本文の規定により送付すべき裁決書の謄本は、同項ただし書の規定に該当し、送付することができないから公示の方法による送達とするので、同条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和３年８月17日

香川県公安委員会委員長　泉　　雅　文

1　送達を受けるべき者

審査請求人　安藤　嘉英（香川県観音寺市粟井町1199番地）

2　送達すべき裁決書の謄本

令和３年３月10日付け審査請求に係る裁決書（令和３年７月15日付け香公委発第１２３号）の謄本（以下単に「裁決書の謄本」という。）

3　公示事項

香川県公安委員会は、裁決書の謄本を保管し、いつでも審査請求人にこれを交付するものとする。

なお、審査請求人が令和３年８月31日までに裁決書の謄本の交付を受けなかったときは、同日を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなされる。